

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表
 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（平成13年規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(回廊地区内における行為の許可の基準に係る技術的細目)		(回廊地区内における行為の許可の基準に係る技術的細目)	
第22条 (略)		第22条 (略)	
2 条例第13条第2項第4号の生態系の保全の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。		2 条例第13条第2項第4号の生態系の保全の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。	
行為	行為の許可の基準に係る技術的細目	行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
(略)		(略)	
	3 行為地（その出入口を除く。）の境界線の内側に、 <u>在来種（流域にその本来の生育地を有する植物をいう。以下同じ。）の中木（その高さが1メートル以上3メートル未満の樹木をいう。）</u> 以上の樹木（以下「中高木」という。）による緩衝帯（その投影面積が当該行為地の面積の20パーセント以上であるものをいう。以下同じ。）を配置すること。		3 行為地（その出入口を除く。）の境界線の内側に、中木（その高さが1メートル以上3メートル未満の樹木をいう。）以上の樹木（以下「中高木」という。）による緩衝帯（その投影面積が当該行為地の面積の20パーセント以上であるものをいう。以下同じ。）を配置すること。
(略)		(略)	
	(6) 第16条第1号に掲げる工作物にあっては、行為地（その出入口を除く。）の境界線の内側に、 <u>在来種の中高木</u> による緩衝帯を配置すること。		(6) 第16条第1号に掲げる工作物にあっては、行為地（その出入口を除く。）の境界線の内側に、中高木による緩衝帯を配置すること。
(略)		(略)	
	(5) 第16条第1号に掲げる工作物にあっては、行為地（その出入口を除く。）の境界線の内側に、 <u>在来種の中高木</u> による緩衝帯を配置すること。		(5) 第16条第1号に掲げる工作物にあっては、行為地（その出入口を除く。）の境界線の内側に、中高木による緩衝帯を配置すること。
(略)		(略)	

改正後	改正前
<div data-bbox="114 209 1104 284" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div> <p data-bbox="114 1185 1104 1426">3 条例第13条第2項第4号の景観の保全の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。ただし、同条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。</p>	<p data-bbox="1158 1185 2139 1426">3 条例第13条第2項第4号の景観の保全の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。ただし、同条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。</p>

改正後		改正前	
行為	行為の許可の基準に係る技術的細目	行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第13条第1項第1号に掲げる行為	<p>1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 行為地に四万十川本川又は本川沿いの主要な国道若しくは県道（以下「主要な眺望場所」という。）から見える裸地が生ずる場合は、その出入口を除き、既存の森林の残置、<u>在来種</u>による高密度の植栽その他の方法による遮蔽措置を講ずること。ただし、切土にあつてこれにより難しい場合は、高さ10メートル程度ごとに法面の緑化を行う等長期にわたり裸地が露出することを抑制すること。</p>	条例第13条第1項第1号に掲げる行為	<p>1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 行為地に四万十川本川又は本川沿いの主要な国道若しくは県道（以下「主要な眺望場所」という。）から見える裸地が生ずる場合は、その出入口を除き、既存の森林の残置、高密度の植栽その他の方法による遮蔽措置を講ずること。ただし、切土にあつてこれにより難しい場合は、高さ10メートル程度ごとに法面の緑化を行う等長期にわたり裸地が露出することを抑制すること。</p>
(略)		(略)	
	<p>(3) コンクリート、鋼材等による土地の嵩上げを行う場合は、自然石、<u>在来種</u>による植栽等を施すことにより、自然の景観を保全すること。</p>		<p>(3) コンクリート、鋼材等による土地の嵩上げを行う場合は、自然石、植栽等を施すことにより、自然の景観を保全すること。</p>
(略)		(略)	
	<p>6 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として<u>在来種</u>による緑地を配置すること。</p>		<p>6 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p>
(略)		(略)	
	<p>(6) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として<u>在来種</u>による緑地を配置すること。</p>		<p>(6) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p>

改正後		改正前	
(略)		(略)	
	(4) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として <u>在来種</u> による緑地を配置すること。		(4) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。
(略)		(略)	
	(4) 第16条第2号に掲げる工作物にあっては、当該行為の完了後に当該行為地に <u>在来種</u> による緑地を配置すること。 (5) 第16条第3号カに掲げる工作物であって、行為地が主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺の景観と調和するよう <u>在来種</u> による植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。		(4) 第16条第2号に掲げる工作物にあっては、当該行為の完了後に当該行為地に緑地を配置すること。 (5) 第16条第3号カに掲げる工作物であって、行為地が主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺の景観と調和するよう植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。
(略)		(略)	
条例第13条第1項第9号に規定する行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、 <u>在来種</u> による植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。この場合において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。	条例第13条第1項第9号に規定する行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。この場合において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。
(略)		(略)	
(保全・活用地区内における行為の許可の基準に係る技術的細目)		(保全・活用地区内における行為の許可の基準に係る技術的細目)	

改正後		改正前	
第28条 (略)		第28条 (略)	
2 条例第14条第2項において準用する条例第13条第2項第4号の生態系の保全の機能からみて定める行為の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。		2 条例第14条第2項において準用する条例第13条第2項第4号の生態系の保全の機能からみて定める行為の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。	
行為	行為の許可の基準に係る技術的細目	行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第14条第1項第1号に掲げる行為	1 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 2 行為地（出入口を除く。）の境界線の内側に、 <u>在来種</u> の中高木による緩衝帯を配置すること。 3 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。	条例第14条第1項第1号に掲げる行為	1 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 2 行為地（出入口を除く。）の境界線の内側に、中高木による緩衝帯を配置すること。 3 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。
(略)		(略)	
	(5) 第16条第1号に掲げる工作物にあっては、行為地（出入口を除く。）の境界線の内側に、 <u>在来種</u> の中高木による緩衝帯を配置すること。		(5) 第16条第1号に掲げる工作物にあっては、行為地（出入口を除く。）の境界線の内側に、中高木による緩衝帯を配置すること。
(略)		(略)	
	(4) 第16条第1号に掲げる工作物にあっては、行為地（出入口を除く。）の境界線の内側に、 <u>在来種</u> の中高木による緩衝帯を配置すること。		(4) 第16条第1号に掲げる工作物にあっては、行為地（出入口を除く。）の境界線の内側に、中高木による緩衝帯を配置すること。
(略)		(略)	
3 条例第14条第2項において準用する条例第13条第2項第4号の景観の保全の機能からみて定める行為の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。		3 条例第14条第2項において準用する条例第13条第2項第4号の景観の保全の機能からみて定める行為の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。	

改正後		改正前	
<p>る。ただし、条例第14条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。</p>		<p>る。ただし、条例第14条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。</p>	
行為	行為の許可の基準に係る技術的細目	行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
<p>条例第14条第1項第1号に掲げる行為</p>	<p>1 行為地に主要な眺望場所から見える裸地が生ずる場合は、その出入口を除き、既存の森林の残置、<u>在来種</u>による高密度の植栽その他の方法による遮蔽措置を講ずること。ただし、切土にあつてこれにより難しい場合は、高さ10メートル程度ごとに法面の緑化を行う等長期にわたり裸地が露出することを抑制すること。</p>	<p>条例第14条第1項第1号に掲げる行為</p>	<p>1 行為地に主要な眺望場所から見える裸地が生ずる場合は、その出入口を除き、既存の森林の残置、高密度の植栽その他の方法による遮蔽措置を講ずること。ただし、切土にあつてこれにより難しい場合は、高さ10メートル程度ごとに法面の緑化を行う等長期にわたり裸地が露出することを抑制すること。</p>
(略)		(略)	
	<p>4 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として<u>在来種</u>による緑地を配置すること。</p>		<p>4 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p>
(略)		(略)	
	<p>(5) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として<u>在来種</u>による緑地を配置すること。</p>		<p>(5) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p>
(略)		(略)	
	<p>(4) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として<u>在来種</u>による緑地を配置すること。</p>		<p>(4) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p>
(略)		(略)	

改正後		改正前	
	<p>(3) 第16条第2号に掲げる工作物にあっては、当該行為の完了後に当該行為地に<u>在来種による緑地</u>を配置すること。</p> <p>(4) 第16条第3号カに掲げる工作物であって、行為地が主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺の景観と調和するよう<u>在来種による植栽</u>又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。</p>		<p>(3) 第16条第2号に掲げる工作物にあっては、当該行為の完了後に当該行為地に緑地を配置すること。</p> <p>(4) 第16条第3号カに掲げる工作物であつて、行為地が主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺の景観と調和するよう植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。</p>
(略)		(略)	
<p>条例第14条第1項第7号に掲げる行為</p>	<p>1 主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、<u>在来種による植栽</u>又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。この場合において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。</p> <p>2 当該行為に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。</p>	<p>条例第14条第1項第7号に掲げる行為</p>	<p>1 主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。この場合において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。</p> <p>2 当該行為に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。</p>
(略)		(略)	